

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
厚生年金関係	27 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年8月13日から30年2月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、資格喪失日（28年8月13日）及び資格取得日（30年2月18日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を28年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年1月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年2月1日から同年7月1日まで
② 昭和28年8月13日から30年2月18日まで
③ 昭和30年8月1日から同年11月1日まで

私は、昭和28年2月1日から30年10月31日までの期間において、A社でB職として継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までに係る記録が無い。資料は無いが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和28年7月1日に被保険者資格を取得し、同年8月13日に同資格を喪失後、30年2月18日に再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社は、「資料が無いため、申立人の入社日及び退職日を確認することができないが、申立人が3年ぐらい勤務していたことは間違いない。」と回答している上、複数の同僚が、「申立人は在職中、ずっとB職であった。」と供述していることから、申立人が、申立期間②にお

いて、A社でB職として継続して勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、B職として勤務していた複数の同僚の被保険者記録は、申立期間②において継続していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「申立人の被保険者記録が継続していないことについて、思い当たる事情は無い。」、「一旦退社して再度入社したB職は記憶に無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和28年7月及び30年2月のA社における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、28年8月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年1月までは1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無いため不明。」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年8月から30年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和28年2月1日からA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人の入社日を確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿によると、申立人がB職の先輩として挙げた同僚の資格取得日は、申立人と同日の昭和28年7月1日であることが確認できる上、同日に同資格を取得している同僚は、「私は、28年4月15日頃入社した。」と回答している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び上記被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、昭和30年10月31日までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、申立人の退職日を確認で

きる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び上記被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、A社は、「資料が無いため、申立人の入社日及び退職日を確認することができない。」と回答しており、申立人も、申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び③における勤務実態及び厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年1月26日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を5年12月1日、資格喪失日に係る記録を6年1月26日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成6年1月26日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年1月から同年3月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月30日から同年12月1日まで
② 平成5年12月1日から6年1月26日まで
③ 平成6年1月16日から同年4月1日まで

私は、平成5年2月1日にA社に入社し、10年1月30日に退職するまで、途中、会社名が変わった記憶があるが、D職として、E町にあった営業所に継続して勤務していた。

ところが、年金事務所から文書が届き、申立期間①から③までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は平成5年6月30日とされているが、当該喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月31日より後の6年1月7日付けで、遡って5年10月の定時決定を取り消した上で行われている上、多数の従業員についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成5年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、申立人の同社における離職日と認められる日の翌日である同年12月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年6月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の関連会社であるB社に平成5年12月1日に転籍している複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にE町にあった営業所に勤務し、同種の業務に従事していた同僚及び当該営業所に所属していたとする同僚のほぼ全員に、当該期間においてB社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人と同種の業務に従事していた同僚の標準報酬月額が16万円であることから、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、B社の関連会社であるC社に平成6年1月26日に転籍している複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にE町にあった営業所に勤務し、同種の業務に従事していた同僚及び当該営業所に所属していたとする同僚のほぼ全員が、C社が厚生年金保険の適用事業所となった平成6年1月26日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額は、申立人のC社における平成6年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額については24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成7年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成7年12月1日から8年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成8年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から同年12月1日まで
② 平成7年12月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から同年11月1日まで

私は、平成7年10月1日から8年10月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間②における標準報酬月額が実際より低く記録されてい

る。

調査の上、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年11月30日）より後の同年12月6日付けで、遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚22名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「当時、会社は経営不振で、資金繰りに苦勞しており、給与の遅配もあった。」と述べていることから、当時、同社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社の元役員の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記役員は、「A社は、平成7年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているので、申立人も同日から厚生年金保険に加入していたと思う。」と述べている。

さらに、申立人のA社における同僚7名について検証したところ、当該同僚の厚生年金保険における資格取得日は、その雇用保険における資格取得日と一致又は平成7年10月1日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における前記訂正後の平成7年12月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、入国管理局の資料から、申立人が平成8年11月1日に日本を出国していたことが確認できるところ、前述の元役員は、「申立人は、海外へ出かける直前の平成8年10月末までは会社に勤務しており、勤務形態や業務内容に変更は無かった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における前記訂正後の平成8年9月のオンライン記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られない上、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。当該期間は、A社C工場が同社D工場に統合されたことに伴い転勤した時期だが、同社に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、i) B社から提出された社史により、A社C工場が同年4月に同社D工場に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社C工

場労働組合が同年3月31日付けで同社C工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23名の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 前述の同僚のうち、同年3月21日に同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が複数確認できることなどから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。当該期間は、A社C工場が同社D工場に統合されたことに伴い転勤した時期だが、同社に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、i) B社から提出された社史により、A社C工場が同年4月に同社D工場に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社C工

場労働組合が同年3月31日付けで同社C工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23名の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 前述の同僚のうち、同年3月21日に同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が複数確認できることなどから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。当該期間は、A社C工場が同社D工場に統合されたことに伴い転勤した時期だが、同社に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、i) B社から提出された社史により、A社C工場が同年4月に同社本社D工場に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社

C工場労働組合が同年3月31日付けで同社C工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23名の従業員が同年4月1日付けで同社本社D工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 前述の同僚のうち、同年3月21日に同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が複数確認できることなどから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。当該期間は、A社C工場が同社D工場に統合されたことに伴い転勤した時期だが、同社に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、i) B社から提出された社史により、A社C工場が同年4月に同社D工場に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書によれば、同社C工

場労働組合が同年3月31日付けで同社C工場の移転に伴い解散し、申立人を含む23名の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合に編入した旨の記載が確認できること、ii) 前述の同僚のうち、同年3月21日に同社C工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年4月1日に同社において同資格を取得するまでの間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、雇用保険の被保険者記録が継続している者が複数確認できることなどから判断すると、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和38年4月から48年12月まで継続してA社に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し（昭和40年10月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した同僚69名全員について被保険者期間の欠落が見られ、事業主の届出の誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、平成6年12月末日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間は同社B支店に勤務していた。厚生年金保険の記録によると、当該期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及びA社が保管する履歴台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録において、申立人と同時期に、異動に伴いA社C支店で厚生年金保険被保険者の資格を取得していると考えられる被保険者が11名確認できるところ、申立人と同様、同社B支店で資格を喪失している4名を除く7名の資格喪失日及び資格取得日が昭和37年9月1日となっていること、及び申立人が同年8月31日まで同社B支店に勤務していたとしていることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年8月の随時改定

の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が昭和37年9月1日を資格喪失日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月28日から同年5月5日まで

私は、D社（現在は、B社）及び同社のグループ会社のA社C支店に勤務しており、昭和34年3月28日付けで同社C支店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍証明書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したと証言している複数の同僚の記録から、昭和34年3月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明であると回答しているが、申立人と同時期にD社からA社C支店に異動した同僚8名についても、同社C支店に係る資格取得日が昭和34年5月5日となっており、申立人と同様に厚生

年金保険の被保険者記録の欠落が確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年3月7日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年3月7日まで

私は、申立期間においてもA社に勤務していたが、オンライン記録では、平成7年9月30日に被保険者資格を喪失しており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月7日付けで、申立人の7年10月の定時決定の記録を取り消した上で、厚生年金保険の被保険者資格を同年9月30日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の申立人以外の従業員67名についても、申立人と同様の喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日を当該喪失処理日である平成8年3月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、48万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月7日

平成7年4月1日からA社に勤務し、19年5月から20年3月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年6月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、48 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、57万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月6日

平成5年4月1日からA社に勤務し、20年5月から21年3月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年6月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、57 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、16万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月6日

平成13年4月1日からA社に勤務し、20年3月から21年1月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年6月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、16 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、29万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月7日

昭和60年6月14日からA社に勤務し、平成21年7月から22年5月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成21年12月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、29 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、8万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月7日

平成4年4月1日からA社に勤務し、17年12月から18年10月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、8万1,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、平成18年6月7日は11万9,000円、20年12月5日は46万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月7日
② 平成20年12月5日

平成5年4月1日からA社に勤務し、18年1月から同年12月までの期間及び20年9月から21年7月までの期間に育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間①及び②の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月及び20年12月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間①及び②に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6

月に提出したことが確認できるが、同法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間①及び②当時に申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、平成 18 年 6 月 7 日は 11 万 9,000 円、20 年 12 月 5 日は 46 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間について同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間に係る標準賞与額を、23万1,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

平成13年4月1日からA社に勤務し、19年11月から20年9月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された申立期間の賞与について、当初、事業主から賞与支払届が提出されていなかったため、後日、事業主から同届を提出してもらった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年12月の賞与明細により、申立人は、当該事業所から申立期間に係る賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成24年6月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておら

ず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、23 万 1,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで
年金事務所から、A社が開発した同社C事業所に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間に空白期間がある旨の連絡があった。
私は、A社に昭和49年7月に入社し、51年12月末日に退職するまで同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の業務を継承したB社から提出された人事記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（同社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によれば、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年5月19日であることが確認できること、B社は、「C事業所の開設日は昭和50年5月20日である。」と回答していることなどから判断すると、同年5月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和50年3月のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年4月1日から同年8月10日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年4月及び同年5月は450円、同年6月及び同年7月は500円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和23年9月30日から同年11月12日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）D工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,800円とすることが必要である。

なお、B社の事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年8月10日まで
② 昭和23年9月30日から同年11月12日まで

夫は、昭和21年10月1日にB社の関連会社であるA社に入社して以来51年9月30日まで、同社及びB社に継続して勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのは納得できないので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が保管する人事カードから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社D工場は、昭和22年8月10日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の申立期間①における被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月及び同年5月は450円、同年6月及び同年7月は500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びC社が保管する人事カードから判断すると、申立人はB社D工場に継続して勤務し（昭和23年11月12日に、同社の陸上勤務から海上勤務に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社D工場における昭和23年8月の社会保険事務所の記録から4,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年5月26日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額よりも著しく低額の8万円と記録されている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年3月までは26万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く7名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、資金繰りに苦労し、社会保険料の滞納はあったように思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、17 万円であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を17 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年10月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」によると、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前後の期間と比べて著しく低く記録されている。しかし、給与が減額された覚えはないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、昭和49年7月1日の随時改定で17万円（32等級）、同年10月1日の定時決定で8万円（20等級）、50年10月1日の定時決定で17万円（32等級）とされており、申立期間のみ著しく低く記録されていることが確認できる。

一方、B社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料控除について、資料が無く不明と回答しているが、申立人が所持するA社の辞令から、申立人は、申立期間において職務及び役職に変更は無かったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、同社において昭和49年10月1日の定時決定の記録がある32名について標準報酬月額の推移を調査したところ、当該定時決定に係る標準報酬月額が2等級以上低く改定されている者は、申立人のみであることが確認できる。

さらに、年金事務所は、申立人の標準報酬月額が昭和49年7月1日の随時改定で17万円にされ、すぐ後の同年10月1日の定時決定で8万円と

大幅に減額されるのは、3か月の算定対象月のうちの2か月（同年5月及び同年6月）が重なることから明らかに不自然であり、正しい記録とは考え難く、社会保険事務所で事務処理に誤りがあった可能性が大きい旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の申立期間における標準報酬月額を8万円として届出を行ったとは考え難く、社会保険事務所において、申立人の記録管理が適正に行われなかったものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人の申立期間直前の標準報酬月額の記録から、17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年5月1日まで
A社における標準報酬月額の記録が実際より低く記録されている。
調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年11月30日）より後の同年12月6日付けで、遡って13万4,000円に引き下げられていることが確認できる上、同僚22名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「当時、会社は経営不振で、資金繰りに苦勞しており、給与の遅配もあった。」と述べていることから、当時、同社は社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年7月21日から同年8月21日まで
私は、昭和27年に入社し、平成6年7月に退職するまで、継続してB社に係るグループ会社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているC共済会から提出された社員プロフィールから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社E営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日が昭和34年7月21日と記録されている一方で、申立人に係る同年10月以降の標準報酬月額を1万8,000円とする定時決定の記録が確認できる。当時の定時決定による標準報酬月額は、8月1日時点に被保険者である者について、その月の前3か月間の報酬月額の平均額を基に決定されることとなっていたことを踏まえると、申立人は同年8月1日時点においては、まだ同社に在籍していたと考えられることから、異動日を同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

34年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C共済会は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）（整理記号C）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年9月15日まで

私は、昭和39年4月13日から42年9月5日に退職するまでA社に継続して勤務した。年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社（整理記号D）からA社（整理記号C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、申立人がA社（整理記号D）において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同日の昭和39年7月21日にA社（整理記号D）において同資格を喪失した複数の者が、同日付けで同社の他事業所において、同資格を再取得していることが確認できることから、同年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年9月の申立人のA社（整理記号C）における社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和39年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成20年11月25日は20万5,000円、21年3月25日は13万3,000円、同年7月24日は9万9,000円、同年11月25日は14万6,000円、22年3月25日は12万7,000円、同年7月23日は14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年11月25日
② 平成21年3月25日
③ 平成21年7月24日
④ 平成21年11月25日
⑤ 平成22年3月25日
⑥ 平成22年7月23日

A社で支給された賞与のうち、申立期間①から⑥までの賞与が年金記録に反映されていない。申立期間の賞与は確かに支給されているのに、厚生年金保険の賞与に係る記録が無いのは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿により確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①は20万5,000円、申立期間②は13万3,000円、申立期間③は9万9,000円、申立期間

④は 14 万 6,000 円、申立期間⑤は 12 万 7,000 円、申立期間⑥は 14 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主による申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月21日から同年8月21日まで
私は、昭和26年に入社し、平成5年4月に退職するまで、継続してB社に係るグループ会社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るグループ会社の福利厚生部門を一括管理しているC共済会から提出された社員プロフィールから判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からD社E営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日が昭和34年7月21日と記録されている一方で、申立人に係る同年10月以降の標準報酬月額を1万8,000円とする定時決定の記録が確認できる。当時の定時決定による標準報酬月額は、8月1日時点に被保険者である者について、その月の前3か月間の報酬月額の平均額を基に決定されることとなっていたことを踏まえると、申立人は同年8月1日時点においては、まだ同社に在籍していたと考えられることから、異動日を同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

34 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 共済会は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 8176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 12 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A会のB奨学生制度を利用して、昭和 44 年 3 月にC社で勤務を始めた。厚生年金保険の記録では、同社において同年 5 月 1 日に資格取得となっているが、A会の入会式が同年 3 月 12 日であり、同日から同社で勤務をしていたので、資格取得日は同日となるはずである。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が同期入社だったとして名前を挙げている同僚は、申立人と同日の昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、複数の同僚は、その記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致しておらず、当時、C社では、入社後、一定期間経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る給与関係書類を確認することができない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8177 (事案 1318 の再々申立て、事案 5253 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 18 日から 52 年 9 月 18 日まで
A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い
ため、記録の訂正を申し立てたが、前回及び前々回の申立てについては、
記録の訂正は不要とのことであった。

今回、新たに、元事業主から私が厚生年金保険に加入していたとの証言
を得たので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として
認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、同社での業務内容や勤務地の周辺事情にも詳しいことから、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、同僚の供述する同社の従業員数とオンライン記録で確認できる同社の被保険者数が相違すること、元事業主が、申立期間当時のことを確認できる資料は無いと供述していること等から、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 14 日付けで通知が行われている。

また、前回の再申立てに当たり、申立人はA社の元事業主から自身が同社に在籍していたとの証言を得たと述べているが、元事業主は、「当時、当社では臨時雇いの従業員は、社会保険には加入させていなかった。また、申立人の在籍を確認できる資料は無く、自身も申立人を記憶していない。」と回答しており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年2月23日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A社の元事業主から、自身が同社において厚生年金保険に加入していたとの証言を得たと述べている。

しかしながら、元事業主は、「今回の申立てに当たって、申立人から証言を求められたことは無い。厚生年金保険に加入していたと話したことは無いし、当時の資料は既に廃棄済みであり、申立人の厚生年金保険への加入を証明する資料は保管していない。」と述べている。

また、新たに複数の同僚に照会したものの、回答のあった全員が申立人を記憶していないと述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入の有無及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が、申立人と同じ業務をしていたと記憶しているB姓の同僚と同じ姓の被保険者は、A社に係るオンライン記録において確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の供述は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 15 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 17 日まで
④ 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に昭和 39 年 9 月 15 日に入社し、40 年 2 月末日まで継続して勤務していたのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、その後に勤務したB社が設立したC社及びD社（現在は、E社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③及び④が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①から④までを、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 39 年 9 月 15 日からA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 39 年 12 月 1 日であり、当該期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務していたとする同僚全員が、同社が適用事業所となった昭和 39 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人と同様、当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等を所持していない。

さらに、前記同僚のうちの1名は、「私は、昭和39年5月頃A社に入社したが、入社したときは、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

申立期間②について、申立人は、昭和40年2月末日までA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、複数の同僚に照会したが、回答のあった全員が申立人の勤務期間を記憶していないことから、当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、A社は、既に解散している上、当時の事業主の実子は、当時の資料は保管していないと回答していることから、当該期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当該期間の保険料控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

申立期間③について、申立人のオンライン記録では、昭和42年6月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、43年1月17日に再度、同社において被保険者資格を取得しており、当該期間が被保険者期間となっていない。

一方、B社の人事記録を継承しているE社が保管する申立人に係る人事記録並びに当時の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間において、B社から継続して、同社が設立したC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様にB社からC社に異動したとする3名のうち2名の被保険者記録は、申立人の被保険者記録と同様、当該期間が被保険者となっていない。

また、上記の2名の同僚からは、当該期間における厚生年金保険料の控除に係る具体的な供述を得ることができず、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等も所持していない上、当時の事業主は、「厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人及び上記の2名のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日は、昭和42年6月1日と記載されており、オンライン記録における資格喪失日と一致している上、同年7月8日に健康保険被保険者証を返却したことを示す「証返附済」の表示が確認できる。

申立期間④について、雇用保険被保険者記録、E社が保管する申立人に係る人事記録、当時の事業主及び複数の同僚の証言から、申立人は、昭和44年7月1日から、D社に勤務していたことが認められる。

しかし、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和44年8月1日であり、当該期間は適用事業所となっていない期間である。

また、B社からD社に異動し、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年8月1日に資格取得している同僚が複数名確認できるところ、いずれの同僚からも、当該期間における厚生年金保険料の控除に係る具体的な証言を得ることができず、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等を所持していない上、当時の事業主は、「厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 10 日から 47 年 9 月 10 日まで
私は、昭和 43 年 4 月 10 日にA社に入社し、60 年 9 月 20 日まで勤務していたが、オンライン記録では申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月 10 日にA社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務していたと主張しているところ、申立人の姉及び同級生の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険を担当していた申立人の父親である当時の事業主は、既に亡くなっている上、前事業主から事業を引き継いだ申立人は、申立期間当時の書類は残っていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の複数の同僚、申立人の姉及び同級生は、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除については不明であるとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、昭和 47 年 9 月 10 日とされ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人の同社における手帳記号番号は、同年 9 月 19 日に払い出され、被保険者資格取得日は同年 9 月 10 日とされており、当該被保険者名簿及び払出簿に記載された申立人の資格取得日はオンライン記録における資格取得日と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除さ

れていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述において、勤務していたのは事実であり、当時の事業主であった父から、厚生年金保険に加入させたと聞いたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきであると主張している。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続漏れ自体の誤りの有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、特例法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、上述のとおり、厚生年金保険料が控除されていることが確認できず、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 30 日から 22 年 1 月 1 日まで
私は、A社に平成 15 年 7 月 25 日から 22 年 5 月 25 日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人に係る「平成 22 年度市民税・県民税課税照会回答書」によると、申立人の平成 21 年分の社会保険料は控除されていない。

また、A社の代理人である弁護士が年金事務所に提出した回答書には、「A社は、資金繰りが悪化し、社会保険料等の支払が困難となったため、平成 21 年 3 月 30 日までに申立人を含む 5 名につき、口頭にて承諾を得た上で、社会保険の資格を喪失させた。」と記載されている。

さらに、上記 5 名のうち、回答があった 2 名も、「会社から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる旨の話があり、口頭で承諾した。」と回答している上、資格喪失後の給与からの保険料控除については、1 名は「控除されていない。」、1 名は「覚えていない。」と回答している。

加えて、上記の弁護士は、「当時の資料は無い。」と述べている上、当時の事業主に照会したものの回答が得られず、申立人は、入社当初から給与は手渡しで、給与明細書は無く、申立期間の保険料控除については不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月頃まで
② 昭和 56 年 6 月から 59 年 3 月頃まで

申立期間①は、A社にB職として勤務し、申立期間②は、C社にD職として勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、E業を営むA社に勤務していたと述べているところ、商業登記簿から、申立人の記憶する所在地に近接する地に、同社と社名が類似するE業を営むF社が確認できることから、申立てに係る事業所はF社であると考えられる。

しかしながら、オンライン記録では、G県内にはF社という名称の厚生年金保険の適用事業所は無く、申立人の述べるA社という名称の厚生年金保険の適用事業所も無い。

また、申立人がA社と一緒に入社したとする同僚は、既に死亡していることから、申立期間の保険料控除について照会することができない上、当該同僚には、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録は無いことがオンライン記録から確認できる。

さらに、F社は、既に解散しており、当時の事業主及び役員の所在も不明であることから、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないもの

の、申立人は、C社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、事業主は、申立人の在籍、厚生年金保険の届出及び保険料控除について、「当時の資料は保管していないことから不明。」と回答している。

また、申立人が同年代の同僚として記憶している2名の同僚は、いずれもC社における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、ほかの複数の同僚は、「2か月か3か月の見習期間があり、正社員になるときに厚生年金保険への加入希望を聞かれた。」と述べており、そのうちの1名は、「当時は、厚生年金保険に加入すると、手取額が減るため、厚生年金保険には加入しないD職が多かった。」と述べている。

さらに、C社は、昭和44年7月からH厚生年金基金に加入しているところ、同基金は、申立人の加入員記録は無いと回答している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 9 年 4 月 21 日まで

A社に勤務していた時の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与の額に比べ、著しく低額である。私は、平成 5 年 3 月に月 60 万円の固定給（年俸制）で入社し、6 年 2 月から 7 年 1 月までは、固定給 45 万円と歩合給の合計額、同年 2 月から同社が倒産するまでは、固定給 25 万円と歩合給の合計額を受け取っていた。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、当時受け取っていた報酬月額と比較して、著しく低く記録されていると主張している。

しかしながら、申立期間のうち、平成 6 年 1 月 1 日から 7 年 1 月 1 日までの期間について、申立人の所持する「平成 6 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」における社会保険料控除額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額を基に算定される健康保険料額及び厚生年金保険料額に雇用保険料額を加えた金額とおおむね一致している。

また、平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 4 月 21 日までの期間については、申立人は、給与額や厚生年金保険料控除額について確認することができる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人と同額又はおおむね同額であることが確認できる。

加えて、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料控除について不明と

回答している上、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月頃 から 37 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社でB職として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の代表取締役は、既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚の中には、申立期間当時A社には試用期間ないしは見習期間があったとしている者がいる上、申立人が名前を挙げている6名の同僚のうち3名は、同社に係る事業所別被保険者名簿において氏名を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月頃から 46 年 9 月頃まで
② 昭和 46 年 10 月頃から 48 年 5 月頃まで

私は、申立期間①においてはA市内のB社に勤務し、申立期間②においては同社が社名変更したC社に勤務していた。両社で上司だった工場長は同じ人で名前も記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録は確認できない。

また、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人が記憶する上司は、オンライン記録によると、申立期間①において厚生年金保険の被保険者となっておらず、当該上司の所在は不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶する上記の上司は、C社において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立

人が記憶する上記の上司は、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 3 月 1 日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間②のうち、同日より前の期間においては厚生年金保険の被保険者となっておらず、当該上司の所在は不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 3 月 1 日以降の期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態に係る供述を得ることができない。

加えて、C社は既に解散しており、事業主の所在も不明であるため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月頃から 46 年 12 月頃まで

私は、父親の紹介でA社（現在は、B社）に昭和 43 年 11 月頃に入社し、46 年 12 月頃まで勤務していた。年金記録を見ると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間にA社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶しているA社の業務内容及び事業主の姓が同社の商業登記の記録と一致すること、並びに同僚の証言から、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「社会保険の加入については、入社数箇月後に加入させたり、退職するまで加入させなかったりしていた。」と述べている上、A社の元従業員は、「社長が従業員ごとに社会保険に加入させるか否かを決めていたようだ。」と供述していることから、同社では、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主は、「社会保険に加入させていない従業員からは厚生年金保険の保険料控除は行っていなかった。」と述べている。

さらに、B社は、申立人に関する資料は無いとしており、複数の同僚に照会したものの、申立人の保険料控除についての証言は得られなかった。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当らず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。